



山形県公報

平成29年7月11日(火)

号 外 (25)

目 次

条 例

- 山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例……………(議 会) … 4
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例……………(人 事 課) …同
- 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同) … 5
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例……………(財 政 課) …同
- 山形県県税条例の一部を改正する条例……………(税 政 課) … 6
- 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例……………(同) …12
- 山形県防災会議条例の一部を改正する条例……………(危機管理課) …13
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(子ども家庭課) …同
- 山形県国民健康保険運営協議会条例……………(健康福祉企画課) …同
- 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例……………(障がい福祉課) …14
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………(同) …15

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第28号) (議会)
 - 1 山形県議会の議員の定数を43人とする事とした。(第1条関係)
 - 2 寒河江市の選挙区及び西村山郡の選挙区を寒河江市・西村山郡の選挙区と、長井市の選挙区及び西置賜郡の選挙区を長井市・西置賜郡の選挙区とし、これらの選挙区で選挙すべき議員の数をそれぞれ3人及び2人とする事とした。(第2条関係)
 - 3 この条例は、平成31年1月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用することとした。
- ◇ 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例 (県条例第29号) (人事課)
 - 1 一定の要件を満たした退職職員であって、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると知事が認めたものに対して、雇用保険法の規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、失業者の退職手当を支給することができることとした。(改正後の第11条第7項第2号及び附則第43項関係)
 - 2 失業者の退職手当の支給対象となる者であって、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更するものに対して、雇用保険法に基づく移転

費に相当する退職手当を支給することとした。（第11条第8項第5号関係）

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の改正は、平成30年1月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（県条例第30号）（人事課）

防疫作業に従事する職員の特種勤務手当の支給の対象とする職員を追加することとした。

- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第31号）（財政課）

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

- ◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第32号）（税政課）

1 県民税

(1) 調整控除について、配偶者控除及び配偶者特別控除に係る地方税法の改正に伴う所要の措置を講ずることとした。（第34条の2関係）

(2) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を平成33年度まで延長することとした。（附則第6条第1項関係）

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を平成32年度まで延長するとともに、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合における予定期間の特例措置を講ずることとした。（附則第10条の2関係）

(4) 非課税累積投資契約に基づく非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。（附則第12条の7第1項関係）

2 不動産取得税

(1) 居住用超高層建築物の人の居住の用に供する専有部分の取得に係る課税標準について、その算定の際に用いる専有部分の床面積を、当該取得した専有部分が所在する階に応じて補正する措置を講ずることとした。（改正後の第68条第6項関係）

(2) 児童福祉法に基づく家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員が5人以下であるものに限る。）の用に直接供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る課税標準の算定について、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除することとした。（改正後の第70条の2第7項～第9項関係）

3 自動車取得税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置について、対象となる自動車の見直しを行った上で、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の2及び附則第15条の2の2の3第1項～第5項関係）

- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(1) 1の(2)及び(3)並びに2の(2)の改正 公布の日

(2) 1の(1)及び(4)の改正 平成31年1月1日

- ◇ 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例（県条例第33号）（税政課）

1 過疎地域内における事業税及び不動産取得税の課税免除の対象となる業種のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加することとした。（第1条及び第4条関係）

2 過疎地域内における事業税の課税免除の適用期間を延長することとした。（第2条関係）

3 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用することとした。

- ◇ 山形県防災会議条例の一部を改正する条例（県条例第34号）（危機管理課）

知事が部内の職員のうちから指名する山形県防災会議の委員の定数を変更することとした。

- ◇ 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第35号）（子ども家庭課）
児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県国民健康保険運営協議会条例（県条例第36号）（健康福祉企画課）
 - 1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第4条の規定による改正後の国民健康保険法第11条第1項に規定する協議会として、山形県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置くこととした。（第1条関係）
 - 2 協議会は、委員16人以内で組織し、委員は、国民健康保険の被保険者を代表する者、保険医又は保険薬剤師を代表する者、公益を代表する者及び被用者保険等保険者を代表する者のうちからそれぞれ4人の範囲内で知事が任命することとし、その任期は3年とすることとした。（第2条関係）
- ◇ 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例（県条例第37号）（障がい福祉課）
児童福祉法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第38号）（障がい福祉課）
指定放課後等デイサービス事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者のうち指導員又は保育士を、児童指導員、保育士又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者等であって、障害福祉サービスに係る業務に2年以上従事したものとすることとした。

条 例

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「44人」を「43人」に改める。

第2条中「寒河江市 2人」を「寒河江市・西村山郡 3人」に、「長井市 1人」を「長井市・西置賜郡 2人」に改め、「西村山郡 2人」及び「西置賜郡 1人」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。
- 2 議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第7項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第11条第8項第5号中「の紹介した」を「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 43 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1

項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）

と認めたものとする。」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第8項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第11条第7項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した山形県職員等に対する退職手当支給条例第2条第2項に規定する職員（同項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて同条例第11条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第11条第8項（第5号に係る部分に限り、山形県職員等に対する退職手当支給条例第11条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「職員」を「職員並びに人事委員会規則で定める職員」に改める。

第6条の6第1項第1号中「商工労働観光部産業政策課」を「商工労働部産業政策課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号**山形県手数料条例の一部を改正する条例**

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第409号中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号**山形県県税条例の一部を改正する条例**

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第1号イ中「おいては」を「は」に改め、同号イの表(イ)の項中「第23条第1項第9号」を「第23条第1項第10号」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改め、同表(ロ)の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表(ハ)の項中「控除対象配偶者を」を「法第23条第1項第8号に規定する控除対象配偶者（以下この号において「控除対象配偶者」という。）を」に、「5万円」を「5万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円）」に、「第34条第1項第10号」を「第34条第1項第10号イ」に、「10万円」を「10万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には6万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には3万円）」に改め、同表(ト)の項中「で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る」に、「5万円」を「5万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円）」に、「3万円」を「3万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円）」に改め、同条第2号イ中「おいては」を「は」に改める。

第67条の2第1項第2号中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める。

第68条第2項中「おいては、当該家屋に」を「は、当該家屋に」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「おいては」を「は」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第3項中「おいては」を「は」に改め、同条第4項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この条において「専有部分」という。）」に、「おいては」を「は」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第2条第4項に規定する共用部分（第6項及び第8項において「共用部分」という。）」に、「含む」を「含む。次項において同じ」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他施行規則第7条の3第1項に規定する事項」に、「第7条の3の規定に定める」を「第7条の3第2項から第4項までに規定する」に、「次項」を「第8項」に、「よつてあん分して」を「より按分して」に改め、同条第12項中「よつて」を「より」に、「又は」を「、又は」に、「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に、「なされた」を「あつた」に改め、同項を同条第15項とし、同条第11項中「よつて」を「より」に改め、同項を同条第14項とし、同条第10項中「第8項」を「第11項」に改め、

同項を同条第13項とし、同条中第9項を第12項とし、同条第8項中「第6項前段」を「第9項前段」に、「よつて」を「より」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、同条第5項中「建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の」を削り、「おいては」を「は」に改め、「同条第2項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、第6項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 家屋の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下この条において同じ。）が施行規則第7条の3第4項の規定による補正の方法の申出をしようとするときは、当該区分所有者の全員が協議して定めた補正の方法であることを証明する書類を添えて、次に掲げる事項を記載した文書を知事に提出しなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 区分所有者の住所及び氏名
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 補正の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

6 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの（以下この項から第8項までにおいて「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、第4項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。次項において同じ。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第7条の3の2第1項に規定する事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同条第2項において準用する施行規則第7条の3第2項及び第3項又は施行規則第7条の3の2第4項に規定するところにより当該割合を補正した割合。第8項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を施行規則第7条の3の2第3項又は第5項に規定するところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

7 第5項の規定は、居住用超高層建築物の区分所有者が施行規則第7条の3の2第4項又は第5項の規定による補正の方法の申出をしようとするときについて準用する。

第70条の2に次の3項を加える。

7 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する。

8 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格

の3分の2に相当する額を価格から控除する。

9 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する。

第80条第1項中「よつて」を「より」に改め、同条第3項中「第68条第10項」を「第68条第13項」に改める。

第80条の2第7項及び第80条の4第7項中「第68条第10項」を「第68条第13項」に改める。

第81条の表中「第68条第11項」を「第68条第14項」に改める。

第192条第1項第2号及び第4号中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める。

附則第3条の3第1項中「控除対象配偶者及び扶養親族」を「法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者（以下この条において「同一生計配偶者」という。）及び同項第9号に規定する扶養親族（以下この条において「扶養親族」という。）」に、「が控除対象配偶者」を「が同一生計配偶者」に、「よつて」を「より」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第5条の4第1項第2号ハ中「第10条の5の3」を「第10条の5の4」に改める。

附則第6条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第8条の2第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に、「に限り」を「（次に掲げる場合を除く。）に限り」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 法第32条第13項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 法第32条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。

附則第10条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「期間」を「期間。第4項において「予定期間」という。）」に改め、同条第4項中「第2項に規定する期間内に同条第2項第12号」を「予定期間内に同項第12号」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「期間」を「予定期間」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第2項に規定する予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で施行令附則第17条の2第4項に規定する場合において、当該予定期間の初日から同項に規定する日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第11項に規定するところにより証明がされたときは、第2項、第4項、次項及び第8項の規定の適用については、第2項に規定する予定期間は、当該初日から施行令附則第17条の2第4項に規定する日までの期間とする。

附則第12条の7第1項中「に基づき」を「又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約（以下この条において「非課税累積投資契約」という。）に基づき」に、「その」を「以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）（その）に、「同条第5項第1号」を「同法第37条の14第5項第1号」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、同条第2項中「、非課税口座」を「、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）又は同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）」に、「に基づく」を「又は非課税累積投資契約に基づく」に、「非課税口座を」を「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている非課税口座を」に、「の取得をした」を「を取得し

た」に改める。

附則第12条の7の2第2項中「、未成年者口座」を「、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この条において「非課税管理勘定」という。）又は同項第4号に規定する継続管理勘定（以下この条において「継続管理勘定」という。）」に、「未成年者口座を」を「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている未成年者口座を」に、「の取得をした」を「を取得した」に改め、同条第3項第2号中「掲げる」を「規定する他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への」に改める。

附則第12条の7の3第2項中「第37条の14第5項第1号」を「第37条の14第1項」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第4条の5第1項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値

以上であること。

- (2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- (ロ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号イ中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同条第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号イ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号イ(ロ)中「基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同項第2号中「（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）」を削り、「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号イ(イ)中「道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成30年石油ガス軽中量車基準」に改め、同号イ(ロ)中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成17年石油ガス軽中量車基準」に改め、同条第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号イ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同条第6項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号イ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第17項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第17項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同条第7項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号イ中「附則第4条の5第18項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第19項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同項

第2号イ中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第23項」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第24項」に改め、同条第8項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号イ中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第25項」に改め、同号イ(ロ)を次のように改める。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第15条の2の2第8項第1号ロ中「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第26項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第27項」に改める。

附則第15条の2の2の3第1項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第5号イ(ハ)中「100分の195」を「100分の210」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号中「附則第15条の2の2第2項」を「附則第15条の2の2第2項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第6項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第15条の2の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第15条の2の2の3第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第8項」に改め、同条第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第9項」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同条第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第11項」に改め、同号イ(ハ)中「100分の138」を「100分の150」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6第12項」に改める。

附則第15条の2の2の5及び第15条の3の2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第68条第12項の改正規定（「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改める部分に限る。）及び第70条の2に3項を加える改正規定並びに附則第6条第1項、第8条の2第2項及び第10条の2の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定 公布の日

(2) 附則第5条の4第1項第2号ハの改正規定 平成30年1月1日

(3) 第34条の2、第67条の2第1項第2号並びに第192条第1項第2号及び第4号の改正規定並

びに附則第3条の3第1項及び第2項、第12条の7、第12条の7の2第2項及び第3項第2号並びに第12条の7の3第2項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成31年1月1日

(4) 附則第15条の2の2の5及び第15条の3の2を削る改正規定並びに附則第7項及び第8項の規定 平成31年10月1日

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2第6項の規定は、県民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日が平成29年4月1日以後である同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の山形県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例第70条の2第7項から第9項までの規定は、平成29年4月1日以後のこれらの規定に規定する家屋の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 新条例第68条第6項から第8項までの規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条第6項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（同条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日以前に新築された改正前の第68条第4項の一棟の建物（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の施行日以前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 新条例附則第15条の2の2及び第15条の2の2の3の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

7 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日（以下「第4号施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税についての改正前の附則第15条の2の2の5の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

8 平成31年度分までの第4号施行日以前に納税義務が発生した者に課する自動車税についての改正前の附則第15条の3の2の規定の適用については、なお従前の例による。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例（平成12年7月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第2条第1号中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第4条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の規定は、平成29年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

山形県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

山形県防災会議条例の一部を改正する条例

山形県防災会議条例（昭和37年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「13人」を「14人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第23条第2項及び第39条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

「第12章 情緒障害児短期治療施設」を「第12章 児童心理治療施設」に改める。

第57条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第58条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同条第5項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第59条（見出しを含む。）及び第60条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第62条第2項及び第68条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県国民健康保険運営協議会条例

（設置）

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成

27年法律第31号。以下この条において「改正法」という。）附則第9条の規定に基づき、改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項に規定する協議会として、山形県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内で知事が任命する。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する者 4人
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する者 4人
- (3) 公益を代表する者 4人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する者 4人

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第3条 協議会に会長を置き、公益を代表する者である委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第37号

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例（平成18年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第44条の6」を「第44条の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第38号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「を行う」を「（第40条第1項第1号において「障害福祉サービス」という。）を行う」に改める。

第40条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくはこれと同等以上の資格を有すると認められる者（規則で定める者に限る。）であって、障害福祉サービスに係る業務に2年以上従事したもの（第45条第1項第1号において「障害福祉サービス経験者」という。）

第45条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の条例第40条第1項第1号の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第45条の規定による基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の条例第45条第1項第1号の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成29年7月11日印刷 発行所 山形県庁
平成29年7月11日発行 発行人 山形県